

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 4 日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

ミャンマー労働省による海外労働身分証明カードの発給遅延の影響により
有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて（情報提供）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ミャンマー国籍の者が本邦で就労する際には、ミャンマーの制度上、在留資格認定証明書の交付又は査証の発給後、ミャンマー労働省に対して海外労働身分証明カードの発給申請を行う必要があります。

しかし、3月28日に発生したミャンマーにおける震災の影響により、海外労働身分証明カードの発給実務が大幅に遅延することが見込まれ、既に受けた在留資格認定証明書の有効期間（3か月）が経過する事案が生じ得ます。

そのため、在留資格認定証明書の有効期間を3か月から6か月に延長することとなった旨、出入国在留管理庁より別添の通り、通知及びリーフレットの配布がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上
（担当：労働部 吉田）

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 8 日

特定技能制度関係機関 各位
特定技能分野所管行政機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
特定技能・技能実習運用企画室長
(公印省略)

ミャンマー労働省による海外労働身分証明カードの発給遅延の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて

ミャンマー国籍の者が海外で就労する場合には、ミャンマーの制度上、在留資格認定証明書の交付又は査証の発給後、ミャンマー労働省に対して海外労働身分証明カード（以下「OWIC」という。）の発給申請を行う必要があるところ、本年 3 月 28 日にミャンマー中部で発生した震災の影響により労働省による OWIC の発給実務が大幅に遅延することが見込まれ、既に交付を受けた在留資格認定証明書の有効期間（3 か月）が経過する事案が生じます。

そのため、有効期間を経過した在留資格認定証明書を下記のとおり取り扱うこととしておりますので、関係団体等を通じて周知に御協力願います。

なお、下記の取扱いに当たっては、査証申請手続において一定の要件が求められますので、詳しくは別添のリーフレットに記載されている在ミャンマー日本国大使館のホームページを御確認ください。

記

1 有効とみなす期間

在留資格認定証書記載の作成年月日から 6 か月

2 対象者

ミャンマー国籍の者

3 対象となる在留資格

在留資格認定証明書の対象となる全ての就労資格及びそれに係る「家族滞在」に限る。

添付物

リーフレット（ミャンマー国籍の方の在留資格認定証明書の有効期間の延長について）